



みんなではじめよう！
潟上のまちづくり

潟上市自治基本条例 の手引き

潟上市のまちづくりのルール



平成27年9月
秋田県潟上市

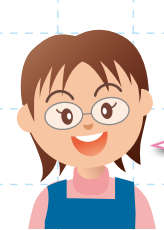
「自治基本条例」って何？



「自治」ってよく意味が分からないけど、文字から考えると「自分で^{おさ}治める」ってことになるのかしら？



このクラスでイメージしてみると、みんなでよく話し合って、協力し合っていることが良いクラスづくりにつながっているんじゃない？クラスの係もみんな決めてたように。



そうそう、自分たちで出来ることは自分たちで決めることが大切。もしかすれば町内会のルールや潟上市のルールも同じ考えなんじゃない？



そうだね、潟上市の「まちづくり」のルールは潟上市で決める。それが「自治」ということなのです。



自分でできないことは家庭でやる



でも、自分たちで決めるといっても、まちにはいろいろな考えの人がいて、それぞれ考え方が違うから、まとめるのは大変なんじゃない？

ほくたちは学級会で話し合っ
て、みんなの意見をまとめているよ。



「自治」をうまく機能させるために、潟上市でもみんなが協力し合えるような共通のルールを作ることが必要だね。
それがこの「潟上市自治基本条例」ということなのです。

みんなも、自分たちでできることは、協力して自分たちで解決しよう！

「条例」には何が書いてあるの？

「まちづくり」の主角は市民のみなさんです。この「条例」には「まちづくり」を進めて行く上での、みなさんをはじめとした市民のみなさんの大切な役割が書かれています。

その中心となるのが
「さんかく」と「きょうどう」
 の2点です。

「さんかく」って何？



はじめて聞くわ。三角形の三角なら分かるけど。



「参加」なら知っているけど、それとは違うのかな？



実は「参画」って書くんだよ。「参加」という意味に近いんだけど、それよりもっと積極的にものごとに関わることを言うんだ。例えば行事や会議などにただ参加するのではなく、自分から積極的に関わりをもつことなんだ。

この条例では、「潟上市のまちづくり」には市民のみなさんの「参画」が必要であることを明確に示し、その権利を保障しているんだよ。みんなも、どのような参画の仕方があるのか調べてみよう。

「きょうどう」って何？



「共同」っていうんでしょ。みんなで一緒にものごとを行うことじゃない？

いやいや、「協同」っていう字もあるよ。みんなで力を合わせてものごとを行うことでしょ？



「協働」っていうのも見たことあるけど、意味は分からないわ。



実は「協働」って書くんだ。対等の立場で協力してものごとを行うという意味なんだ。この条例では市民・市議会・行政（市役所）の3者が、それぞれに果たすべき役割と責任を認識し、互いに対等な立場で共に協力し合うことを書いているんだ。みんなも実際にどんな協働できるものがあるのか考えてみよう。

「自治基本条例」でいう「市民」って誰のこと？

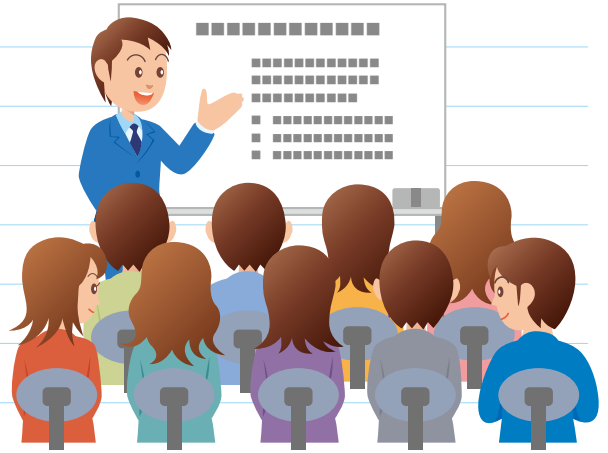
- 「市民」とは潟上市に住んでいる人（子どもも含まれます）はもちろんですが、実際の「まちづくり」の活動では住んでいる人たちだけでなく、様々な団体の力も必要です。
- 現実にもそういった活動も行われていることから、この条例では潟上市を中心に事業を行っている会社・団体も「市民」に含んでいます。



市民参画に向けて…

情報公開

「まちづくり」は、まちを知ることから始まります。そのためには市民・議会・市役所がそれぞれのもつ情報を隠さず、伝え合うことが大切です。みんなが知っていること、感じたことを伝え合うことを「情報の共有」といいます。



審議会

潟上市の決めごとや計画などを作るときに、市役所が勝手に決めるのではなく、市民が考えていることや知っていることを聞くために、会（「審議会」といいます）を設ける場合があります。その会へは公募（自分で応募する）ができる機会を設けるなど、なるべく多くの市民から参画してもらえよう努力することとしています。

男女共同参画

国の憲法では「個人の尊重」や「法の下での平等」ということが書かれていますが、実際の生活の中では大事な会議に女性が少なかったり、男女の間で不平等を感じることもあるのではないのでしょうか。潟上市は、秋田県内で一番早く「男女共同参画都市」であることを宣言しています。学校で、地域で、家庭で、職場で、男女が互いに人権を尊重し合い、対等な関係でそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるようなまちを目指しています。



住民投票

「潟上市のまちづくり」にかかわる重要なことを判断しなければならない時は、直接市民の意見を聞く方法として「住民投票」を実施することができます。市役所は投票の結果を尊重し、最終判断をします。なお、案件によっては、国会議員や市長などを選ぶ「選挙」とは違い、外国人や20歳未満の人にも投票させることができます。

【主な関係条文】

- 第4条** 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とします。
- 第18条** 市は、各種審議会等の委員を選任する場合は、法令等の規定による場合を除き、公募委員を加えるよう努めるとともに、男女比等を考慮し、幅広い人材の登用に努めます。
- 第20条** 市の機関は、市民参画を促進するとともに、公正な市政運営を確保するため、保有する情報を原則として公開しなければなりません。
- 第23条** 市は、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員としてそれぞれに個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画の推進に努めます。
- 第28条** 市は、市政にかかわる重要事項について、次の各号のいずれかに該当する場合は住民投票を実施するものとします。（各号省略）

「協働」しながら…

市民

市民のみなさんは、主役として「まちづくり」に参画する「権利」があります。しかし、それと同時に果たしていかなければならない「責任」もあります。そういったことを念頭に置いて、市民どうし、また、市役所と協力し合い、まちづくりへ積極的に関わっていくことが大切です。



コミュニティ



「まちづくり」には市役所だけではなく、町内会、NPO（非営利団体）、会社などいろいろな団体関わっています。それぞれがもつ知識や経験、技術などをいかしていけば、さらに良いまちができるのではないのでしょうか。このように地域での自主的な活動を「コミュニティ活動」といいます。もちろん、市役所はこのような団体の重要性を考慮し、様々な形で支えていく必要があります。

国や県との関係

昔、市町村は県や国の下にあるという関係でしたが、「地方分権」や「地方主権改革」という時代に入った今、潟上市は、秋田県や国とも法律上は対等・協力関係になりました。潟上市も、自治体としての自立を目指し、この地域に合った独自の「まちづくり」を自分たちで考え、みんなが幸せを感じることができるまちになるよう努力していきます。



【主な関係条文】

- 第5条 市民及び市の機関は、それぞれが、対等な立場であるとの認識に基づき、協働してまちづくりを進めるよう努めます。
- 第7条 市民は、まちづくりの主体として、市政に参画する権利を有します。
- 第9条 市民は、まちづくりにおいて自らが果たすべき役割を自覚し、市政への積極的な参画に努めます。
- 第10条 自治会等のコミュニティは、市及びその他の組織と協働して、安心して暮らすことができる地域づくりに努めます。
- 第11条 市は、まちづくりを推進する上で自治会等のコミュニティが果たす役割の重要性を認識し、その活動の支援に努めます。
- 第27条 市は、国及び秋田県と対等の関係にあり、自主的に法令の解釈及び運用を行うよう努めます。

「潟上市のまちづくり」の具体例

できることには
みんなも
参加してみよう！



地域での
防災訓練

5月26日の県民防災の日にあわせ、潟上市では消防団や市民等と共に総合防災訓練を毎年実施しています。



出戸浜
海水浴場の
清掃

海岸の美化活動も学校や市民を中心に実施されており、海辺の環境保全に貢献しています。



八郎湖の
環境保全
活動

八郎湖での水草の植え付けやヨシ刈り、上流の草木谷での稲作や環境学習などが行われています。



絵本読み
聞かせ

図書館や子育て支援センターでは、ボランティアの皆さんによる読み聞かせの会が開かれています。



地域安全
パトロール

子どもたちの登下校時にあわせての見守りや、交通安全教室を行っています。



市内一斉
クリーン
アップ

毎年4月第2日曜日の「あきたビューティフルサンデー」に清掃活動を行っています。

みんなも積極的に「まちづくり」に関わろう！

- ◎みんなが住んでいる地域で、「まちづくり」に参加する方法（または参加したことがあるもの）には、どういものがあるのか話合ってみよう。
- ◎みんながこれから参加してみたい「まちづくり」について話合ってみよう。
- ◎潟上市の市民参加の制度はどういものがあるのか、調べてみよう。
- ◎潟上市で「まちづくり」の活動を行っている団体にはどんなものがあるか、調べてみよう。

満 20 歳未満の市民の権利

満 20 歳未満の市民は、年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。

(潟上市自治基本条例・第 8 条)



潟上市では若い人たち（満 20 歳未満）が積極的にまちづくりに参画できるように、その権利を保障しています。若者の意見も潟上市の貴重な財産だと考えているからです。



※「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」という、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約が 1990 年に発効しました。日本でも 1994 年に批准して（条約を結んで）います。潟上市はこの条約で保障されている権利を具体化したということにもなります。（詳しい条約の内容は日本ユニセフ協会のホームページなどで調べてみよう。）

潟上市自治基本条例・前文[※]

わたしたちのまち潟上市は、県央の沿岸部に位置し、八郎湖に向かって広大な田園風景が広がる豊かな自然環境に恵まれています。また、その生涯を農村救済活動に捧げ、^{せいのお}聖農として知られる郷土の偉人「石川理紀之助翁」の「寝て居て人をおこすこと勿^{なか}れ」の精神が今も脈々と受け継がれているまちです。

わたしたちは、この豊かな自然環境と、先人の英知と努力によって育まれた歴史と文化を^{いしづえ}礎として、市民憲章^{けんしょう}に描く「心を開き共に築こう夢広がるわがふるさと潟上」の実現に向けて、男女共同参画などこれまでの潟上市政の特長を活かし、各地域の特性を重視する政策を推進しながら、子どもからお年寄りまで全ての市民の人権が尊重され、「市民であること」を誇れる潟上市を築いていかなければなりません。

そのためには、地方分権時代の訪れを地域発展の好機^{とら}と捉え、市民が「まちづくりの担い手」として積極的に市政に参加するとともに、市民と市の機関が、それぞれの役割と責任を適切に分ち合い、お互いに協力してまちづくりを進めて行くことが重要です。

わたしたちは、市民参画と協働のまちづくりを一層推進し、個性豊かで活力に満ち、安全で安心して暮らせる潟上市を創造することを目指して、ここに潟上市における自治の^{さいこうきはん}最高規範として、この条例を制定します。

※前文…この条例を作るもととなった考え方や、この条例を作る意義や決意などを述べた文章。(前文は日本国憲法や〇〇基本法などという国の制度・政策に関する理念や基本方針を示す法律にもあります。)

★「潟上市自治基本条例」の全条文及びその解説書は潟上市のホームページ(<http://www.city.katagami.lg.jp/>)に掲載しています。



「潟上市自治基本条例」の手引き (第2版)

潟上市総務部企画政策課

電話：018-853-5302

<http://www.city.katagami.lg.jp/>

E-mail：kikaku@city.katagami.lg.jp

学校 年 組 番

名 前